

海外における植物新品種の 保護制度の概要と手続上の留意点



平成 20 年度農林水産知財対応委員会 委員 伊藤 武泰

要 約

農林水産分野の知的財産の内、植物新品種は、我が国における農業振興や農業の国際競争力強化の観点から、その保護の重要性が高まっている。また最近、我が国で開発された優良な登録品種が海外に違法に持ち出され、その収穫物等が安価に大量生産され輸入されるといった事例が顕在化している。

このような状況の下で、国内での対策に加えて、「植物新品種の海外での権利取得」の重要性が増しつつある。「植物新品種の海外での権利取得」を行うにあたっては、弁理士が特許や商標などにおいて培った実務経験や、知識、ネットワークが大いに役立つと考えられる。

本稿では、海外の植物新品種保護に関する制度の概要と手続上の留意点について概説する。

目 次

1. はじめに
2. 我が国における外国出願の出願状況
3. 国際的な植物品種保護体制の全体的なイメージ
4. UPOV 条約
5. 各国の制度及び手続の概要
 - (1) 米国
 - (2) 欧州
 - (3) 東アジア地域
 - (i) 中国
 - (ii) 韓国
 - (iii) ベトナム・シンガポール
 - (iv) 台湾及び他の東アジアの UPOV 非締約国
6. 手続上の留意点
7. おわりに

1. はじめに

農林水産分野の知的財産の内、植物新品種は、我が国における農業振興や農業の国際競争力強化の観点から、その保護の重要性が高まっている。また最近、我が国で開発された優良な登録品種（例えば、カーネーションやイチゴなど）が海外に違法に持ち出され、その収穫物等が安価に大量生産され輸入されるといった事例が顕在化している。

このような状況の下で、国内における植物新品種の保護強化などの対策に加えて、「植物新品種の海外で

の権利取得」を図ることの重要性が増しつつある。国内における侵害行為に対する救済に止まらず、海外での不適切な生産行為を抑止できなければ、育成者の権利保護の実効が十分に果たせないからである。

農林水産省では、農林水産分野での知的財産の活用が「攻めの農林水産業」の展開に向けた重要な政策課題となっているとして、2006年2月に農林水産省内に「知的財産戦略本部」を設置し、さらに2008年8月には従来の種苗課を発展的に改組して「知的財産課」とするなど、農林水産分野の知的財産問題への取り組みを積極化させている。特に植物新品種保護の分野においては、植物新品種の国際的保護、育成者権行使上の問題等について、2006年以降毎年、大規模な国際会議⁽¹⁾を主催し、2008年にはASEAN諸国と日中韓をメンバーとする、「東アジア植物品種保護フォーラム」(<http://www.eapvp-forum.org/>)を設立するに至っている。これらの動きの中で、植物新品種の海外での権利取得の促進は我が国における重要な課題と位置づけられている。

2008年6月に公表された「知的財産推進計画2008」（首相官邸の知的財産戦略本部）においても、「植物新品種の保護強化」や「育成者権の侵害対策の強化」などに加えて、「植物新品種の海外での権利取得の促進」が課題として明記されている。

「植物新品種の海外での権利取得」を実際に行うにあたっては、弁理士が特許や商標などにおいて培った実務経験や、知識、ネットワークは大いに役立つと考えられる。また植物新品種に関する権利(育成者権)及びその取得手続は、特許権や商標権における手続や制度と類似点も多く、関連する点も多い。弁理士ならば、この分野での相談や依頼にも適切かつ十分に答えていくことができるであろう。今後、弁理士に対するこのような分野でのニーズが増加することも予想される。

本稿では、このような状況を踏まえ、海外の植物新品種保護に関する制度の概要を説明し、併せてそのために必要な手続における留意点について、弁理士として業務に携わる観点から簡潔に述べる。

2. 我が国における外国出願の出願状況

図1に1995年から2007年までの、我が国における種苗法に基づく品種登録出願の出願件数の推移(図中の棒グラフ(b))と、その内の外国人出願者よりなされた国内出願(所謂、外内出願)の出願件数の推移(図中の棒グラフ(a))を棒グラフで示す⁽²⁾⁽³⁾。また、我が国から外国に向けてなされた外国出願(所謂、内外出願)の出願件数の推移を折れ線グラフ(図中の折れ線グラフ(c))で示す。

図に示されるように、国内出願の合計件数、外内出願数及び内外出願数いずれもほぼ順調に増加している。特に2000年以降は大幅に増加する傾向がみられる。昨今の状況を考慮すると、この傾向は今後も続くことが予想される。

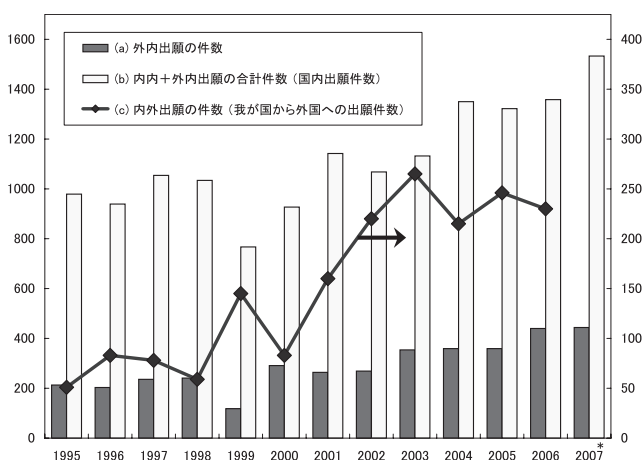


図1 我が国における外国出願の出願状況

3. 国際的な植物品種保護体制の全体的なイメージ

ここで具体的な説明に入る前に、国際的な植物品種の保護体制の全体的なイメージを捉えやすくするため、弁理士にとって馴染みの深い特許制度の場合と比較し簡単に説明する。

まず、特許、意匠、商標等の世界では、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」)が存在し、内国民待遇の原則、優先権制度及び特許・商標の独立原則が定められており、海外での権利取得に際して極めて重要な役割を果たしている。植物品種保護の世界においても、このパリ条約に対応すると言って良い国際条約が存在する。これが、UPOV条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)(仏語: Union internationale pour la Protection des Obtentions Vegetales)である。ここには、パリ条約の場合と同様に、内国民待遇(UPOV条約第4条)、優先権制度(同第11条)及び各国保護の独立(同第10条(3))といった原則が定められている。このため、条約の締約国においては、条約に従って育成者の権利が保護され、締約国の国民は、他の締約国において育成者の権利保護に関し内国民待遇が与えられ、またパリ条約の場合のように、UPOV加盟国のいずれかの国においてした出願に基づいて、12ヶ月以内にUPOV条約に基づく優先権の主張を伴って第二国出願を行うことができる。ただし、植物品種保護の分野では、特許における特許協力条約(PCT)に対応するような統一的条約は未だ存在しない。

登録要件に関しては、特許における新規性、進歩性等に相当するものとして、区別性(Distinctness)、均一性(Uniformity)及び安定性(Stability)、さらには未譲渡要件(Novelty)と品種名称の適切性(Variety Denomination)がある。これらはUPOV条約上規定されている(UPOV条約第5条から第9条及び第20条)。

出願書類に関しては、特許における願書、クレーム、明細書及び図面に対応するものとして、願書、出願品種についての育成の方法、特性、経緯等を説明する説明書、出願品種の特性を示した特性表及び出願品種の特徴を写した写真などがあり、多くの国で一応の統一が図られていると言って良いように見える。しかしながら、実際には、具体的な書類様式、記載すべき事項や情報の程度など、各国によって要求される内容に依然として相当なばらつきがあり、特許制度のようなレ

ベルで、十分な統一が図られているとは言い難い。

なお実際に外国での品種登録出願を行う場合には、日本での国内出願の出願書類を英訳して、これを現地代理人に送り、さらに必要に応じて現地の要件に沿った補充情報や資料を送った上で、現地代理人に、これら送付書類に基づいて、現地の出願フォームに従った適切な出願書類の作成をしてもらい、とするのが無難なやり方であろう。

4. UPOV 条約

UPOV 条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）は、植物の新品種を各国が共通の基本的原則に従って保護し、それによって優れた品種のさらなる開発や流通を促進することを目的として締結された条約である。ここには、内国民待遇、優先権制度及び保護の独立といった原則の他、新品種保護の条件（同第5条から第9条）、保護内容（同第14条から第18条）、最低の保護期間（同第19条（2））等が定められている。

UPOV 条約の締約国数は、65 カ国（2008 年 7 月現在）であり、我が国は 1998 年（平成 10 年）12 月に 1991 年改正の条約を締結している。主要国では、米国、カナダや欧州各国（欧州共同体（EC）を含む）が締約国となっており、アジア太平洋地域では、日本、中国、韓国、シンガポール、ベトナム、オーストラリア及びニュージーランドが締約国となっている。ただし、アフリカ、中東、南アジア、東南アジア地域などには、依然として多くの非締約国が存在している（主な非締約国・地域としては、台湾、インド、タイ、インドネシア、マレーシアなどが挙げられる）。

UPOV 条約は、1961 年に「植物新品種保護国際同盟」（UPOV 同盟）（本部、ジュネーブ（スイス））（http://www.upov.int/index_en.html）が結成されたのに伴い締結され、1978 年及び 1991 年に大幅な改正が行われて、現在に至っている（以下、1978 年改正後の条約を「78 年条約」、1991 年改正後の条約を「91 年条約」という）。91 年条約の発効は 1998 年 4 月であり、この 91 年条約が現行の UPOV 条約である。

ここで留意すべき点は、締約国の内 25 カ国（2008 年 7 月現在）は、依然「78 年条約」の締結を維持し、91 年条約自体は未だ締結していないという点である。「78 年条約」に依然として止まっている 25 カ国には、中国、ニュージーランド、カナダなどが含まれる。特に留意すべき点は、条約は改正の都度、大幅に行われ

てきたため、植物品種保護を求めようとする国が、「78 年条約」の締約国であるのか、「91 年条約」の締約国であるのかによって、保護の内容が大きく異なることがある点である。表 1 に、「78 年条約」と「91 年条約」の主な相違点を示す⁽⁴⁾。

表 1 に示されるように、「78 年条約」と「91 年条約」との間の相違点には、植物新品種の保護のあり方に関して重大な影響を及ぼすものが含まれる。例えば、保護対象植物は、91 年条約では全植物種が保護の対象となるが、78 年条約では各国毎に定められた特定の植物種のみが保護の対象となり、他の植物種は保護対象とならない。このように、「植物新品種の海外での権利取得」をするに際して、植物新品種の保護を求めようとする国が、UPOV 条約の締約国であるか、締約国であった場合、何年条約の締約国であるかを確認しておく必要がある。

もう一つ留意すべき点として挙げるとすれば、UPOV 条約の締約国に出願するに際しては、「一の品種については、すべての締約国において同一の名称を提示しなければならない」（UPOV 条約第 20 条（5））とされている点である。すなわち、我が国において第一国出願をした後、第二国において同一品種についてさらに品種登録出願をする場合、我が国においてした出願の「品種登録願」の品種名称の欄に記載した名称を、第二国出願に際しても使用しなければならないのである。特に英語圏などへ第二出願する場合には、日本出願の品種名称の欄に付記したローマ字表記の記載を第二国出願に際して使用する必要がでてくる。このため、将来外国出願することが予め予想される場合、我が国において第一国出願をする段階から、外国出願（第二国出願等）の際に使用しても良いように、品種名称に配慮しておくことが望ましいであろう。

次に、表 2 に、2006 年における UPOV 条約下での主要な締約国間の出願件数の統計データを示す⁽⁵⁾。

表 2 において、例えば、日本国籍を有する出願者が EU（共同体植物品種庁（CPVO））に対してした EU 出願の（2006 年の）全件数は「58 件」あったことを示し、また日本から外国への出願（内外出願）の件数は「230 件」あったことを示す。また EU（共同体植物品種庁）が 2006 年中に受理した外国からの出願の全件数は「524 件」であったことを示す。なお、日本国籍の出願者が日本に出願した場合等のように、出願者の国籍と出願国とが一致する場合は国内出願である

表 1 UPOV 条約の 78 年条約と 91 年条約の比較

	UPOV 条約	
	78 年条約	91 年条約
保護対象植物	24 種以上	全植物
新規性（未譲渡要件）	その出願を（出願国で）譲渡した後に出願しても品種保護を受けることはできない（ただし、各国の裁量にて最長 1 年間の猶予期間を設けることは可能）	その品種を（出願国で）譲渡した後、1 年以内に出願すれば品種保護を受けられる
育成者権の効力の及ぶ範囲		
（種苗段階）	以下の行為について許諾が必要 販売を目的とする生産 販売の申し出 販売	以下の行為について許諾が必要 生産 調整 販売の申し出 販売その他の商業的譲渡 輸出 輸入 上記行為のための保管
（収穫物段階）	・種苗以外の用途のために販売された観賞用植物が種苗として利用された場合、それによって作られた観賞用植物の販売について権利行使することができる ・各国の裁量で、特定の種類の植物について「販売に供される産品」についても権利を及ぼすことを認めることができる	種苗の段階で権利行使する合理的な機会のなかった場合、収穫物にも権利行使をすることができる
（直接の生産物段階）	規定なし	各国の裁量で、収穫物の段階で権利行使する合理的な機会のなかった場合、収穫物から直接生産されたものに対しても育成者権の効力を及ぼすことができる
育成者権の効力の例外（農家の自家増殖の取扱）	規定なし	各国の裁量で、農家の自家増殖について、育成者権の効力の例外とすることができる
育成者権の存続期間	登録から 15 年以上 （永年性植物については 18 年以上）	登録から 20 年以上 （永年性植物については 25 年以上）
特許等の他の保護制度を併用した二重保護の可否	二重保護は禁止	二重保護の禁止規定は削除

と言えることから、表では黒塗り欄とし統計データは示していない。また欧州共同体域内の各国（例えば、ドイツ）から EU（共同体植物品種庁）への出願も、国内出願と同様に位置づけられることから同じく統計データは示していない。

表 2 にあるように、品種登録出願の世界でも、日米欧が出願件数において三極を形成している。三極の中では植物の品種改良に伝統のある欧州が突出している。

5. 各国の制度及び手続の概要

表 3 に、主要各国の UPOV 条約の批准状況、各国における保護対象植物、育成者権の存続期間及びその効力が及ぶ範囲について整理して示す⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

(1) 米国

米国では、植物新品種は、①植物品種保護法（Plant

Variety Protection Act (PVPA)) (7 USC § 2321-) (米国農務省植物品種保護局 (USDA, Plant Variety Protection Office) 所管), ②植物特許法 (Plant Patent Act (PPA)) (35 USC § 161-164) (米国特許商標庁 (USPTO) 所管), 及び③一般特許法 (Utility patent) (35 USC) (USPTO 所管) の 3 種類の制度によって保護される。表 4 に、これら 3 つの制度を比較して示す⁽⁸⁾。

これらの制度の内、植物品種保護法 (PVPA) は、種子繁殖植物などのような有性繁殖植物（例えば、大豆、トウモロコシ、稲等）及び塊茎植物（例えばジャガイモ等）の品種を保護対象としており、植物特許法 (PPA) は、無性繁殖植物（塊茎植物を除く）（例えば、挿し木や接ぎ木で繁殖する観葉植物など）の品種を保護対象としている。

一般特許法による場合は、植物種によって保護対象は制限されず、全植物が保護対象となり得る。さらに

表2 UPOV 条約の下での主要な締約国間の出願件数 (2006 年)

出願者名	出願者の国籍										左記出願国に おける国内出 願の全件数		
	オースト ラリア	カナダ	中国	ドイツ	フランス	イギリス	日本	韓国	オランダ	米国		他の UPOV 同盟国	
オーストラ リア		3		20	2	11	5		36	65	50	192	363
カナダ	17		1	51		6	33		137	133	66	444	498
中国	3			19	5		3	10	15	3	6	64	934
ドイツ					5				4	4	3	16	204
フランス						1				4	10	15	198
イギリス				20	6				1	20	4	51	135
日本	10	1	7	77	1	25		5	141	65	108	440	1,358
韓国			1	6			31		51		15	104	421
オランダ	-*	-*	-*	-*	-*	-*	-*	-*		-*	-*	-*	572
EU (欧州 植物品種 保護 庁)	30	4	1				58			315	116	524	2,736
米国 (合計 (= A + B))	56	8	1	159	36	50	63		313		123	809	1,482
(A : 植物 品種保護 法)		(3)		(8)			(3)		(10)		(8)	(32)	(331)
(B : 植物 特許法)	(56)	(5)	(1)	(151)	(36)	(50)	(60)		(303)		(115)	(777)	(1,151)
他の UPOV 同盟国	32	4	8	210	109	34	37	0	381	241		1,402	3,345
出願者の国から の外国 (内外) 出願の合計件数	148	20	19	562	164	127	230	15	1,079	850	847	4,061	12,246

表3 主要な国における植物新品種の保護制度

国名	UPOV 条約 (批准年)	保護対象植物 (2006年6月現在)	存続期間	効力が及ぶ範囲
日本	○ 91年条約 (1998)	全植物	25年 (樹木等は30年)	①種苗 ②収穫物 ③一部の加工品
米国(植物品種保護法)	○ 91年条約 (1999)	全植物	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
EU(欧州共同体品種庁)	○ 91年条約 (2005)	全植物	25年 (樹木等は30年)	①種苗 ②収穫物
中国	△ 78年条約 (1999)	151品目(2008年4月現在)(いぐさ等は対象外)	15年 (樹木等は20年)	①種苗
韓国	○ 91年条約 (2002)	223品目(2008年3月現在)(イチゴ, みかん等は対象外)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物 ③一部の加工品
シンガポール	○ 91年条約 (2004)	15品目(ラン類8品目, 観賞樹5品目等)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
ベトナム	○ 91年条約 (2006)	38品目(2008年7月現在)(イネ, 大豆, キク, トマト等)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
インドネシア	× 未締結 (91年条約の 批准検討中)	全植物	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
マレーシア	× 未締結 (91年条約の 批准検討中)	全植物	20年 (樹木等は25年に延 期可)	①種苗 ②収穫物
フィリピン	× 未締結 (91年条約の 批准検討中)	全植物	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
タイ	× 未締結	33品目(イネ, 大豆, トマト等)	12年, 17年, 27年 (植物により異なる)	①種苗
台湾	× 未締結	113品目(2008年7月現在)(野菜, 花卉類, 果樹, 作物等)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物 (指定の植物) ③一部の加工品 (指定の植物)

特定の一品種のみを保護の対象としてクレームする必要はないため、包括的な植物や、さらに方法発明や植物の部分、抽出物などの発明もクレームすることができ、保護が受けられる範囲は前二者の場合と比べて当然広くなり得る。しかしながら、一般の発明と同様に、非自明性等の厳格な要件を満たす必要があるため、前二者の場合と比べると、権利取得のためのハードルは高いと言える。

米国は、UPOVの91年条約を締結しており、植物新品種について二重保護を受けることが可能である。例えば、大豆やイネ等の種子繁殖する植物の新品種の保護を求める場合、植物品種保護法に基づく品種登録

出願と、一般特許法に基づく特許出願の両方を出願し、双方において権利を取得することが可能である。

実務的には、交配や選抜等のような従来からの育種技術により作出された植物品種は、植物品種保護法か植物特許法のいずれかの制度による保護を求める一方、遺伝子工学技術を利用するなどして、従来の育種技術の他に何らかの技術的特徴があるのであれば、それにより作出された包括的植物及び植物品種については、一般特許法による保護を求めるのが普通であろう⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

植物品種保護法に基づく品種登録出願の出願書類としては、S&T 470 フォーム(願書に相当する出願フォー

表4 米国における植物新品種の保護制度

保護形態	植物品種保護証	植物特許	一般特許
法律	植物品種保護法 (Plant Variety Protection Act (PVPA)) (7 USC § 2321-)	植物特許法 (Plant Patent Act) (35 USC § 161-164)	特許法 (Utility patent) (35 USC)
所管庁	米国農務省植物品種保護局 (USDA/PVPO)	米国特許商標庁 (USPTO)	
保護される植物の種類	有性繁殖植物及び塊茎植物	無性繁殖植物	全植物
保護される対象	特定の一植物品種	特定の一植物品種	品種に限らず、包括的植物も可能
登録要件	未譲渡性, 区別性, 均一性, 安定性	有用性, 新規性, 非自明性	
新規性又は未譲渡性の欠如	出願日の1年よりも前に米国内において、又は出願日の4年よりも前に外国において、育成者またはその同意を得て他の者へ販売、譲渡がなされていた場合	米国における出願日より1年を超える以前に、米国ないし外国において、特許され若しくは刊行物に記載され、又は、米国内において公用若しくは販売されている場合等	
標本提出	種子 3000粒 等	審査官から植物体サンプルの提示を求められる場合がある	必要に応じて、植物種子を寄託機関 (ATCC など) に寄託することができる
農家の自家増殖 (権利の効力の例外)	農家の自家増殖に関する権利が認められている	規定なし	
存続期間	保護証発行から20年間 (樹木等は25年間)	出願から20年間	

ム)、Exhibit A (均一性及び安定性を証明するための育成経緯説明書) 及び Exhibit B (区別性陳述書) に加えて、Exhibit C から Exhibit F の各書類が挙げられる。なおここで提出すべき情報やデータは、日本の品種登録出願の出願の際に要求されるものよりも多くの情報・内容が必要となる場合があるので、出願する際には注意が必要である。

(2) 欧州

欧州では、イギリス、オランダ、ドイツ、フランス等の主要国は、UPOV91年条約に基づいた植物品種保護法を各国毎に独自に有しており、各国毎に出願を行い育成者権を取得することが可能である。また欧州では、EU または EC (欧州共同体) という枠内で、欧州共同体品種権規則 (理事会規則 EC2100/94号) が定められており、この規則に従い欧州共同体植物品種庁 (CPVO (Community Plant Variety Office)) (本部、アンジェ (仏)) (<http://www.cpvo.europa.eu/>) に対して出願を行い、登録を受けることによって、欧州共同体の全加盟国の領域内において効力を有する育成者権 (共同体植物品種権 (CPVR)) を取得することができる。

欧州共同体品種権規則は、EC加盟国毎の植物品種保護法と並存し得るが、同一品種に関して共同体植物品種権と、各国国内の育成者権または特許権とを同時に取得することはできない (同規則92条)。従って、欧州において植物新品種の保護を受けようとする者は、共同体植物品種庁に出願するか、加盟国毎に個別に出願するかを選択する必要がある。一般的には、CPVOに出願する場合、費用が一加盟国に単独で出願するより割高となるといわれている。最近では、CPVOを利用するルートの出願が増加する一方、各国毎の出願は大幅な減少傾向にあるようである⁽¹²⁾。

欧州における現地代理人の選定にあたっては、植物の品種改良・開発に伝統のある、イギリス、オランダ、ドイツ、フランスといった国の特許事務所または法律事務所に問い合わせると良いであろう。

CPVOに対する出願書類は、英語による作成が可能であり、書類のフォームは前記したCPVOのホームページより入手可能である。

CPVOと我が国の農林水産省との間では審査協力が推進されている。このため、一部の植物種 (特に花卉類の一部) については、日本の審査結果がそのまま

CPVOにおける審査に利用され、早期に登録を受けることが可能となっている。

(3) 東アジア地域

東アジア地域におけるUPOV条約の締約国は、現在のところ、日本、中国、韓国、シンガポール、ベトナムの5カ国のみである。日本は全植物を保護対象植物としているものの、日本以外の国では、保護対象植物は依然として限定されている。このため、日本からこれらの国へ出願することができない植物も多く存在する。

(i) 中国

中国では、「植物新品種保護条例」を1999年に制定し、UPOV78年条約に加盟している。このため、全植物は法上の保護対象となっておらず、保護対象植物は151品目(2008年4月現在)に止まる⁽¹³⁾。例えば、おうとう、いぐさ等は保護対象植物とはなっていない。

中国において植物新品種の保護を受けようとする者は、保護を求める品種が農業品種か林業品種かにより、それぞれ農業部及び国家林業局の別々の担当官庁に対して出願する必要がある。また外国からの出願に関しては、認定された品種権代理機関を通じて出願をしなければならない。農業部認定の機関は2カ所、林業局認定の機関は21カ所に限られている(2006年12月現在)⁽¹⁴⁾。

さらに中国においては、専利代理人の資格とは全く別に、品種権代理人資格が存在する。農業及び林業に関する品種権代理人になるためには、それぞれ農業部と国家林業局の品種権代理人の国家資格試験に合格しなければならない。また代理資格を有する者は、必ず国に認定された代理機関に属して代理業務を行わなければならない。従って、中国における現地代理人の選定にあたっては、認定された品種権代理機関のいずれかから選択する必要がある。

出願書類及び提出書類については全て中国語で作成する必要がある。

(ii) 韓国

韓国では1995年に「種子産業法」を制定し、2002年にUPOV91年条約に加盟している。しかしながら、条約は全植物を保護対象にする国内制度を整備することに関し、条約批准後10年間の猶予期間を設けている(UPOV条約第2条(2)(ii))。このため、韓国は2012年までに全植物を保護対象とするよう国内制度の整備をすれば良く、現時点では保護対象植物は223品目(2008年3月現在)が認められているに過ぎない。

イチゴ、みかん等多くの植物は依然として保護対象植物となっていない⁽¹³⁾。

なお、日本で育成されたイチゴの優良登録品種「レッドパール」や「とちおとめ」が育成者に無断で持ち出され、韓国内で大量に生産された収穫物が日本に輸入され販売された事例が知られている。これらのケースでは日本国内の侵害行為については日本の育成者権に基づいて救済を受けることが可能であったが、韓国では、イチゴはそもそも保護対象植物となっていないことから、育成者権を取得することはできず、韓国内での実施行為について何らかの救済を求めることも難しい⁽¹⁵⁾。保護対象植物が各国毎に異なるこのような問題が生じ得るのである。

韓国において植物新品種の保護を受けようとする者は、農林部国立種子管理所に対して出願手続を行わなければならない。在外者は品種保護管理人を韓国内に選任し、品種保護管理人を通じてのみ出願手続を行うことができるとされている(種子産業法第3条)。ただし中国のように品種保護のみを代理する品種権代理人のような法定の代理人制度は存在しない⁽¹⁶⁾。このため、韓国において現地代理人を選定にあたっては、まずは既知の特許事務所や法律事務所に問い合わせをすると良いであろう。

出願書類及び提出書類については全て韓国語で作成する必要がある。

(iii) ベトナム・シンガポール

ベトナム及びシンガポールはいずれも、91年条約に加盟しているUPOV締約国である。しかしながら、韓国の場合と同様に、保護対象植物を全植物とすることについて猶予期間にあるため、現時点で保護対象植物はベトナムについては38品目、シンガポールについては15品目がそれぞれ認められているに過ぎない。

シンガポールについては未だ審査の実績自体が無いようである。ベトナムについては、UPOV条約加盟が2006年末であり、出願件数も急速に増えつつある。既に我が国からの出願実績もある⁽¹⁷⁾。

ベトナム及びシンガポール共に、出願書類及び提出書類については全て現地公用語で作成する必要がある。

(iv) 台湾及び他の東アジアのUPOV非締約国

これらの国・地域はいずれも、UPOV条約の非締約国であり、植物新品種の保護に関し各国毎に独自の法制度を有している。

UPOV条約の非締約国において出願を行おうとする

場合に、まず問題となるのは、その国が外国人に対して植物新品種に関する権利の享有を認めているか否かである。UPOV 条約締約国に対して出願するのであれば、内国民待遇の原則もありこの点は問題とならないが、非締約国に対して出願を行おうとする場合、問題となる。多くの場合、所謂相互主義の考え方に従い、出願しようとする非締約国において日本国民が出願人適格を有するか否かが判断されることになろう。

例えば、台湾との間では、相互主義に基づいて、日本国民が台湾において出願をし、植物新品種に関する権利の享有をすることが認められている。またその逆も認められており、台湾人を出願人として日本において品種登録出願がなされ既に出願公表もされている例がある。

タイをはじめとするその他の非締約国については、今のところ、相互主義に基づいて出願人適格が認められた例は無いようである。ただし前述のように「東アジア植物品種保護フォーラム」が、ASEAN 諸国に日本、中国及び韓国を加えた国々の参加の下で設置され、今後、これらの国々間で制度の調和、審査協力及び情報交換等が促進されるであろうことを考慮すると、将来的にはこの問題は改善されていく可能性は十分あると思われる。

6. 手続上の留意点

以下に海外において植物新品種の保護に関する権利取得手続を進める上での留意点を列挙する。

- (1) 目的とする植物品種が、その保護を求めようとする国において保護対象植物になっているか、まず確認する必要がある。上記したように、依然として多くの国で保護対象植物の品目が限定されているからである。
- (2) 出願しようとする国において、目的とする植物品種に、生育等の植物特有の問題を生じないか、育成者と十分に検討しておくことが望ましい。品種登録出願の保護対象は、特許のような技術的思想といった抽象的概念ではなく、特定の植物品種自体であり、生きた植物体そのものであると言っても良い。このため、出願先の国の気候（温度や湿度など）や環境（日照や土壌など）によっては、その生育が大きな影響を受ける可能性がある。結果として、仮に出願先の国で実際に育てたとしても、期待する形質・特性が全く示されないことも

あり得るからである。

- (3) 出願しようとする国の UPOV 条約への加盟状況や、国内の法制度の整備状況を十分に確認しておく必要がある。出願書類の様式や、審査の進め方、栽培試験の実施等の手続面に加えて、権利取得後の育成者権の効力の及ぶ範囲や、自家増殖の例外規定のような効力の例外の規定は、各国間でその違いは依然として大きいからである。残念ながら、植物新品種の保護制度の国際的な整備状況は依然として発展途上にあると言え、特許出願を行うのと同様のレベルで考えてしまうのは危険であろう。
- (4) 品種登録出願が審査段階に入ると、現地で栽培試験を行う必要性から、出願品種の苗木や種子といったサンプルの提出を求められる場合がある。通常は提出の指令が来てから提出まで数ヶ月といったことが多いようである。当然、指令が届いてからそのために植物を育て始めても間に合わない。よって出願前に、サンプルの提出が必要となるか、サンプルの提出時期、提出すべきサンプル量等を把握し予め準備しておくことが望ましい。
- (5) 栽培試験のためのサンプル提出が必要となる場合、通常は日本から出願国の栽培試験機関などに宛てサンプルを送ることになるが、この際には、出願国での検疫手続や通関手続が必要となる。往々にしてこれら手続は煩雑であり、おそらく多くの弁理士には不案内な分野であろう。よってできるだけ早い段階で、検疫手続の要否、その内容、それに要する費用や時間等を調査し把握しておくことが望ましい。

また、場合によっては、出願国に輸出しようとするサンプルとなるもの自体がその国において原則輸入禁止品に当たるといった場合もあり、そのような場合には別途輸入許可証を取得しなければならない（例えばコメ等の穀物類は原則輸入禁止としている国が多い）。或いは、日本の検疫当局（植物防疫所）において事前に輸出検疫を受けなければならない場合もある。いずれにしても、出願する品種や出願国によって、出願手続以外の手続にも十分に配慮した事前の情報収集が必要である。

7. おわりに

本稿は、「植物新品種の海外での権利取得」のため

に役立つ情報の会員への提供という観点から、筆者の手元にある資料や情報、さらにはこの分野での多くない実務経験に基づき、まとめたものである。本稿が、弁理士会内及び会員間でのこの分野における今後の検討や議論の一助になれば幸いである。

最後に、本稿の作成にあたって、ご多忙の中、統計資料提供と貴重なアドバイス・ご指摘をいただきました農林水産省知的財産課国際専門官の川上司様に感謝申し上げます。

注

- (1) 農林水産省主催「植物新品種の育成者権行使に関する国際会議」(2006年11月)や、同「アジア地域の植物品種保護制度に係る協力と協調に関するワークショップ」(2007年10月)など。
- (2) UPOV 理事会資料 C/34/7, C/37/7 及び C/41/7 に基づき作成。なお2005年の内外出願件数の統計は、農林水産省知的財産課よりご提供いただいた。2007年の国内出願件数は2007年度の値であり、それ以外は年間の値である。2007年の内外出願件数は未公表であったため省略。
- (3) 農林水産省主催「植物品種保護の国際化を考えるセミナー」(2008年7月)、農林水産省種苗課審査室によるプレゼンテーション資料。
- (4) 農林水産省生産局種苗課編著「改訂新版 逐条解説種苗法」(経済産業調査会)、2006年9月、36-37頁。
- (5) UPOV 理事会資料 C/41/7 に基づき作成。
- (6) 農林水産省「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」(平成18年)、第2回配付資料の「アジア主要国の品種保護制度」に関する表に基づき作成。
- (7) 農林水産省生産局種苗課編著「Q&A 種苗法」(ぎょうせい)、2008年2月、16頁。
- (8) 農林水産省主催「植物品種保護の国際化を考えるセミナー」(2008年7月)、米国特許商標庁知財室特許法務官によるプレゼンテーション資料。
- (9) 小林正「種苗法の沿革と知的財産保護」、レファレンス55(8)、(2005)、35-36頁。
- (10) 平木祐輔「欧米日における特許制度と品種保護制度による植物保護の交錯」、日本工業所有権法学会年報24号(2000)、30頁。
- (11) Bart Kiewiet, "Plant variety protection in the European Community", World Patent Information 27, (2005), pp 319-327.
- (12) Bart Kiewiet, "Developments as regards the Community PVR system", <http://www.cpvo.europa.eu/documents/articles/>, (2006), pp 3-5.
- (13) 農林水産省ホームページ (http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syokubut/) の資料。
- (14) 「中国における品種登録出願マニュアル」(社団法人農林水産先端技術産業振興センター(STAFF)), 平成19年3月、2-4頁。
- (15) イチゴ品種「レッドパール」の事例はNHKテレビ「クローズアップ現代」(2008年2月26日放送:畑の中は宝の山～農産物の知的財産権)で詳しく紹介された。
- (16) 「韓国における育成者権取得・権利侵害対策マニュアル」(社団法人農林水産先端技術産業振興センター(STAFF)), 平成18年3月、1-6頁。
- (17) 農林水産省主催「植物品種保護の国際化を考えるセミナー」(2008年7月)、ベトナム農業地域開発省植物品種保護室によるプレゼンテーション資料。

(原稿受領 2008. 8. 13)